

し尿収集申込書(臨時)

処理	入力
	清美公社
	市

平成 年 月 日 平成 年度分

船橋市長 あて

(公社) 船橋市清美公社経由

1. 届出者 (法人の場合は必ず担当者名を記入してください。)

届出者	フリガナ 担当者 (申込者との関係 )	届出者 連絡先	TEL  FAX
-----	------------------------	------------	----------------

2. 申込者(手数料納付書送付先)

申込者名	フリガナ	生年月日 (個人のみ)	大正 昭和 平成 年 月 日
申込者住所	〒		
電話番号	— —		
最終連絡先	〒 TEL		

※仮設事務所等で所在地が変更になる場合は、最終連絡先の欄に住所・電話番号を記入してください。

3. 収集場所・伝票発行枚数(汲取りの回数)

番号	収集場所	枚数	収集番号
1	船橋市 TEL		
2	船橋市 TEL		
3	船橋市 TEL		
4	船橋市 TEL		
5	船橋市 TEL		

※ 収集場所の地図等を添付してください。また、FAX 送信後、確認等のお電話をお願いいたします。

4. 伝票送付先(住所・名称) \_\_\_\_\_

5. 収集依頼日(時間指定はできません。)

平成 年 月 日 ( )

申込先

(公社)船橋市清美公社 FAX 047-433-6788

TEL 047-431-3796

## し尿収集について（臨時）

臨時収集は直接（公社）船橋市清美公社へお申し込みできるようになりました。

### （１）収集伝票について

- ・ 収集希望日は1週間程度の余裕をもってお申し込みください。
- ・ 申込枚数分の「収集伝票」を郵送または初回の収集日に直接お渡しします。
- ・ お急ぎの場合は、申込書の余白に、「至急」と記載をお願いします。
- ・ 収集伝票は収集当日に作業員に手渡すか、作業員が分かるようにトイレの収集口近くに貼ってください。伝票がないと、収集場所の確認ができず、作業ができないことがあります。
- ・ 他の収集場所では使用できません。
- ・ 伝票は毎年4月から翌年3月まで1年間有効です。翌年度分につきましては、4月以降に新たにお申し込みください。

### （２）収集について

- ・ 収集作業は市の収集委託業者である(公社)船橋市清美公社が行います。
- ・ 収集希望日は事前に、下記の(公社)船橋市清美公社へ電話または FAX（住宅地図等に収集場所・収集番号・氏名等を記入したもの）で直接依頼してください。
- ・ 数回の収集を希望する場合は、その都度依頼をしてください。

### 記

申 込 先                      公益社団法人 船橋市清美公社  
TEL    0 4 7 - 4 3 1 - 3 7 9 6  
FAX    0 4 7 - 4 3 3 - 6 7 8 8  
営業時間    8 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

### （３）臨時収集手数料について

- ・ 算定方法は次のとおりです。

(処理量10 <sup>リットル</sup> あたり54円) + 回数料金 (1回155円) + 消費税相当額 (10円未満切り捨て) = 臨時収集手数料
--

#### <計算例>

処理量	処理料金	回数料金	処理+回数	消費税相当額	手数料
180 <sup>リットル</sup>	972円	155円	1,127円	90円	1,217円
360 <sup>リットル</sup>	1,944円	155円	2,099円	160円	2,259円

- ・ 納付方法

汲取った翌月に、1回の収集ごとに市役所が納付書を送付します。納付書に指定されている金融機関で納期限までに納めてください。

納付についてのお問い合わせ  
船橋市役所 クリーン推進課  
TEL 047-436-2442  
FAX 047-436-2448

\*納付が滞った場合には、収集依頼が受けられなくなることがあります。  
滞納が継続していると債権管理条例により、民事訴訟法に基づく支払督促申立て又は訴訟の手続きに着手する場合があります。